成二十三年地方税法改正法」という。）附則第七条第二項、第三項、第六項から第十項まで、第十三項、第十七項、第二十項、第二十三項及び第二十五項並びに平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第二項及び第十項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法附則第十五条の六第一項及び第二項、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八第一項及び第三項から第五項まで、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十六条の二第一項及び第三項、第五十五条第四項、第五十五条の二第四項並びに第五十六条第十一項及び第十四項の規定並びに平成十八年地方税法改正法附則第十三条第二十九項、平成二十一年地方税法改正法附則第八条第十三項、平成二十二年地方税法改正法附則第十一条第二十三項、平成二十三年地方税法改正法附則第七条第二十九項から第三十二項まで並びに平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第十一項及び第十三項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三五を乗じて得た額とする。

第三十二条第四項中「地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。」を「当該償却資産のうち同法附則第十五条第二項第六号又は同条第十項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、同条第二項第六号に係るものにあつては四分の三、同条第十項に係るものにあつては三分の二をそれぞれ乗じて得た額とし、同法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。」に改める。

第三十三条中「の規定並びに平成二十三年地方税法改正法及び平成二十三年地方税法等改正法の施行により軽自動車税を課することができないもの」を「及び附則第五十七条の規定（平成二十四年改正前地方税法附則第五十七条の規定を含む。）により軽自動車税を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するもの」に改める。

第三十四条中「3.4094」を「3.4112」に、「0.9951」を「（c×d＋e×f＋g×h＋i×j）－k」を「（c×d＋e×f）－g」に改め、同条算式の符号を次のように改める。

算式の符号

c　算式の符号Aに規定する本数から算式の符号Cの算式の符号eに規定する本数を控除した本数

d　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）による改正前の地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率

e　前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこ（地方税法附則第30条の2に規定する紙巻たばこに係るものに限る。）の本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については地方税法第467条第2項及び第3項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。）

f　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律による改正前の地方税法附則第30条の2に定める市町村たばこ税の税率

g　前3年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第485条の13に規定するたばこ消費基礎人口をいう。以下同じ。）に2.00を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合に百分の百四十を乗じて得た割合を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第三十七条の二第1号中「〇・九四四」を「〇・九七二」に改める。

第三十七条の三中「〇・九七一」を「〇・九〇八」に改める。

第三十七条の四中「一・〇五三」を「一・一八六」に改める。

第三十七条の四の二第1項中「1,006」を「1,040」に改める。

第三十七条の五中「〇・九八八」を「〇・九五九」に改める。

第三十七条の六第1号及び第二号中「（A×B）×0.75－C×0.75」を「（A×B）×0.75」に、「1.3297」を「1.5053」に改め、「及び自動車取得税減収補塡臨時交付金」及び「C　附則第19条の17の規定に基づき平成23年度の自動車取得税交付金に係る減収見込額として総務大臣が通知した額」を削る。

第三十九条第1号中「〇・九〇八」を「〇・九九二」に改め、同条第二号中「〇・八八九」を「〇・九九一」に改める。

第四十条中「〇・九三七」を「一・〇二五」に改める。

第四十条の二中「〇・九五五」を「〇・九九一」に改める。

第四十条の三中「〇・九六三」を「〇・九三六」に改める。

第四十条の四中「〇・八九二」を「〇・九七五」に改める。

第四十二条各号列記以外の部分中「第十七条、第三十二条、第三十七条、第四十九条、第五十三条、第五十八条、第九十四条及び附則第六条」を「第九条、第三十二条、第三十七条、第四十九条、第五十八条、第九十四条及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十五号。以下この条及び次条において「沖縄振興法改正法」という。）附則第二条」に改め、同条第1号中「第17条、第32条、第37条、第49条、第58条及び附則第6条（第5項を除く。）」を「第9条、第32条、第37条、第49条、第58条、第94条及び沖縄振興法改正法附則第2条」に改め「及び附則第6条第5項」を削り「第17条、第32条、第37条、第49条、第58条、第94条及び附則第6条」を「第9条、第32条、第37条、第49条、第58条、第94条及び沖縄振興法改正法附則第2条」に改め、同条第二号算式及び算式の符号を次のように改める。

算式

A×0.0225＋B×（0.0225－C×0.75）＋D×0.030＋E×（0.030－F×0.75）

算式の符号

A　課税免除等の特例規定の適用を受ける土地の課税免除に係る課税標準額

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける土地の不均一課税に係る課税標準額

C　当該都道府県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の2及び中部圏法第8条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.015に満たないときは0.015とする。

D　課税免除等の特例規定の適用を受ける家屋の課税免除に係る課税標準額

E　課税免除等の特例規定の適用を受ける家屋の不均一課税に係る課税標準額

F　当該都道府県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の2及び中部圏法第8条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.02に満たないときは0.02とする。

第四十二条第三号中「首都圏法第33条の2及び中部圏法第8条の規定」を「第17条、第32条、第37条、第49条、第53条、第58条、第94条及び附則第6条」に、「第9条、第32条、第37条、第49条、第58条、第94条及び沖縄振興法改正法附則第2条」に改める。

第四十三条中「第17条、第32条、第37条、第49条、第53条、第58条、第94条及び附則第7条」を「第9条、第32条、第37条、第49条、第58条、第94条及び沖縄振興法改正法附則第2条」に改める。

第四十四条中「五月一日」を「六月一日」に改める。

第四十七条第二項を次のように改める。

2　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。